

(その1)

収 支 報 告 書

令和

8

年分

(ふりがな)

1 政治団体の名称

上田栄一 後援会

2 主たる事務所の所在地

大田市寿町山 2146

3 代表者の氏名

上田 栄一

4 会計責任者の氏名

上田 栄一

事務担当者の氏名

(電話)

(電話)

(電話)

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。



政 治 団 体 の 区 分

- ☐ 政 党
☐ 政 党 の 支 部
☐ 政 治 資 金 団 体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活 動 区 域 の 区 分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等

公職の種類等

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

[illegible]

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

[illegible]

(2) 寄附

[illegible]

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア土地	☐	☒	
イ建物	☐	☐	
ウ建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ金 銭 信 託	☐	☒	
キ有 価 証 券	☐	☒	
ク出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）
- 4 確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 8 月 23 日

政治団体の名称

上田 栄一 後援会

会計責任者の氏名

上田 栄一

代表者の氏名（代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

上田 栄一

- （備考）1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りでない。